

武蔵野市吉祥寺地区の公示地価見直しに関する意見書

上記の議案を提出する。

平成17年12月19日

提 出 者

30番 水野 学

25番 与座 武

9番 本間 まさよ

12番 田中 節男

14番 三宅 英子

19番 川名 ゆうじ

20番 井口 良美

21番 石井 一徳

武蔵野市議会議長 山下 倫一 殿

武蔵野市吉祥寺地区の公示地価見直しに関する意見書

現在、吉祥寺地区は、商業そのものの構造不況により、家族経営的な店舗は次々と姿を消し、企業が商店街の店舗を形成し、借地人はテナント業に移行しつつあります。しかしながら、その実態は築50～80年の木造バラックと築30～50年以上の老朽ビルが大半を占めています。防災・防犯・衛生上非常に危険な状態にありますが、何ら大きな取り組みもできない状態のまま大きな不安を抱えております。現状では、商業者に建てかえの意思があっても、商業地の大部分は借地のため、地主に建てかえ料・名義変更料・更新料・借地料を支払いながらの返済計画が成立しないため、銀行からの融資が受けられない状態です。

商業者が支払う借地料は、固定資産税・都市計画税の2～3倍に設定されています。ところが、固定資産税・都市計画税の算定の根拠となる公示地価の評価が都心の銀座や表参道周辺の一部地域と同等となっております。都心の一等地と評価が同じというのは、明らかに問題があると考えます。

よって本市議会は貴職に対し、吉祥寺地区の公示地価の見直しを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月 日

武蔵野市議会議長 山下 倫 一

国土交通大臣

北 側 一 雄 殿